

介護保険料が改正になりました

問合せ
健康福祉課介護保
険グループ
☎74-3001

介護保険料は、全国的に3年に1度見直しが行われるため、洞爺湖町においても65歳以上の方の平成24年度から平成26年度までの介護保険料について改正を行い、月額保険料基準額が3,300円から3,800円に改正されました。

今回の改正では、介護保険の利用者の増加や介護報酬の改定などにより保険料の増加が見込まれましたが、できるだけ保険料の上昇を抑えるため、北海道で保有している財政安定化基金を取り崩すなどの措置をとりました。

更に所得の第3段階対象の方を細分化し、低所得者の介護保険料負担の軽減を図っています。
介護保険制度とは
介護保険制度は、40歳以上の方が加入者(被保険者)となつて保険料を負担し、介護や支援が必要となつたときにサービスを利用することができるみんなで

介護保険料の改正内容

保険料 段階	対 象		割 合	保 険 料 年 額	参 考 平成21年度 ~平成23年 度の保険料 年 額	
	世 帯	本人所得等				
第1段階	非課税	生活保護又は老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.5	22,800円	19,800円	
第2段階	課税	合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額 ×0.63	22,800円	19,800円	
第3段階	世帯	[通常]	合計所得+課税年金収入が80万円超~120万円以下	基準額 ×0.63	-	
		[軽減]	合計所得+課税年金収入が120万円超	基準額 ×0.75	28,700円	29,700円
第4段階	課税者あり	[通常]	本人非課税 合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額 ×0.83	37,800円	32,900円
		[軽減]	上記以外の本人非課税者	基準額	45,600円	39,600円
第5段階	本人課税者	合計所得が190万円未満	基準額 ×1.25	57,000円	49,500円	
第6段階	本人課税者	合計所得が190万円以上	基準額 ×1.50	68,400円	59,400円	

支えあう制度です。

利用者の費用の負担は、原則介護サービス費の1割となつています。

サービスを利用できる方は
65歳以上の方(第1号被保険者)：介護や支援が必要と認定された方
40歳から64歳までの方(第2号被保険者)：特定疾病が原因となつて、介護が必要

であると認定された方。

特定疾病：関節リウマチや脳血管疾患など16に区分されています。

サービスを利用するためには要介護認定の申請が必要です。申請は、本人や家族などのほかケアマネジャーも代行できます。

手続きが必要となります。

申請書は、役場健康福祉課窓口、洞爺総合支所、洞爺湖温泉支所に置いてあります。

ケアマネジャーとは：介護の知識を持った専門家で介護サービスの利用にあたって、介護を必要とする人や家族の相談に応じたりアドバイスをするなどの業務をします。

申請からサービスの利用まで

申請書を提出 調査員がお宅を訪問し、聞き取り調査を行います

主治医の意見書とともに1次判定(コンピュータ判定)を行います。(主治医の意見書は役場で依頼)

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、医療、保健、福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査

認定 認定結果の告知

認定結果により利用できるサービスの決定

どんなサービスをどのくらい利用するか、というケアプラン(計画書)を専門家が作成

サービスを利用

認定は、非該当、要支援1、2及び要介護1~5の8段階に分かれています。

サービスの内容

訪問によるサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問看護

訪問リハビリテーションなど

通所や短期入所して受けるサービス

通所介護(デイサービス)

通所リハビリテーション(デイケア)

短期入所生活介護(ショート